

学籍番号:

氏名:

参加プログラム名:

中央大学国際経営学部 学部長 殿

誓約書

私は、中央大学国際経営学部（以下、国際経営学部）のカリキュラムに設置されている「Global Studies(※)」を履修するにあたり、保証人と共に下記事項を厳守することに同意し、誓約いたします。

※旧カリキュラムの Global Studies I を含む

記

<「Global Studies」履修に関する誓約事項>

1. 「Global Studies」の単位の取扱い等について、以下のとおり理解しています。
 - a) 中央大学での「Global Studies」の授業および海外短期留学派遣先（以下、派遣先）でのプログラムによる評価を得ることにより単位が付与されること
 - b) 傷病や個人的な事情により、授業および海外短期留学を遂行することができなくなった場合、当年度の単位は修得できないこと
 - c) 国内外の情勢の変化、テロ、パンデミック（新型コロナウイルス感染症を含む流行性疾患等）、派遣先の事情等により、中央大学が、海外短期留学中止や途中帰国等が妥当であると判断する等のやむを得ない変更が生じた場合には、その指示に従い、単位付与について、国際経営学部が決定した事項に従うこと

<「Global Studies」海外短期留学参加に関する誓約事項>

2. 海外短期留学参加にあたり、指定された期限までに中央大学指定の海外旅行傷害保険に加入します。
3. 日本政府や渡航先国において、出入国における感染症等に対するワクチン接種等の水際対策が施行される場合は、それに従います（新型コロナウイルス感染症を含む流行性疾患等）。
4. 中央大学から指定された日程および航空便で、グループで日本から派遣国へ渡航するとともに、派遣先から日本へ帰国すること、個人都合で変更はできないことを理解し、これらを実行します。
5. 派遣先、ホームステイ業者や旅行手配会社など、海外短期留学の運営に際して各関連機関へ個人情報を提供することに同意します。
6. 本学指定の海外旅行傷害保険申込み時、または現地到着後に届け出た学生本人および保証人等の個人情報、並びに留学期間中の事故の情報や対応について、中央大学が指定する保険会社、派遣先等、旅行手配会社、航空会社、関係省庁や在外公館が求める場合に共有および利用することに同意します。

学籍番号:

氏名:

参加プログラム名:

<「Global Studies」海外短期留学参加費用等の支払いに関する誓約事項>

7. 海外短期留学に関する費用について、指定された期限までに指定された方法により支払いを行います。
なお、中央大学を退学または除籍となった場合でも、発生した費用について、中央大学、派遣先または旅行手配会社からの請求に基づき、私もしくは保証人が指定された期限までに支払います。
8. 国内外の情勢の変化、テロ、パンデミック（新型コロナウイルス感染症を含む流行性疾患等）、派遣先の事情等により、中央大学が、海外短期留学中止や途中帰国等が妥当であると判断する等のやむを得ない変更が生じた場合にはその指示に従い、すでに支払った費用の払い戻しの有無について、国際経営学部、派遣先、旅行手配会社等で協議し決定した事項に従います。
9. 海外短期留学参加にあたり各関連機関から提供を求められる情報について虚偽の申告はしません。虚偽申告が認められた場合、海外短期留学への参加や渡航中止/途中帰国に関する各機関の判断および指示に従い、またビザ申請にかかる費用および渡航費を含むプログラムのキャンセル費用や途中帰国に要する費用等を私もしくは保証人が支払います。
10. 日本および派遣先国の出入国時および派遣先国滞在期間中において、以下の費用が発生した場合は、私もしくは保証人が支払います。
- a) 新型コロナウイルス感染症を含む流行性疾患等への水際対策に係る措置および派遣先における措置に従い、指定される検査や検疫および待機先確保や移動等にかかる費用
 - b) 新型コロナウイルス感染症を含む流行性疾患等や疾病に罹患、または怪我等により、医療機関等での入院や療養施設等での待機が発生した場合にかかる費用
11. 派遣先が求める ESTA などを含めたビザ申請を必ず行い、万一、ビザが取得できない場合は渡航ができなくなることを理解し、またビザ申請にかかる費用および渡航費を含むプログラムのキャンセル費用等を私もしくは保証人が支払います。
12. (外国籍を有する学生のみ対象) 派遣先国への滞在ビザ、日本入国のためのビザ等の取り扱いが複雑になり、出入国時の制限が厳しくなることによってビザの取得ができず、渡航ができなくなる可能性があることを理解し、またそれによる渡航費を含むプログラムのキャンセル費用等については私もしくは保証人が支払います。
13. 傷病、迷惑行為等により、海外短期留学の継続または遂行が困難になった場合、中央大学または派遣先の判断により、途中帰国を勧告されることがあることを理解するとともに、この場合において、帰国に要する手続きおよび費用については私および保証人が責任を負います。
但し、帰国費用等において、中央大学指定の海外旅行傷害保険の補償対象の場合はその限りではありません。
14. 派遣先への申込完了以降および留学期間中に、パスポートやビザ(査証)の変更手続きが必要になるような戸籍(結婚、養子縁組等)や国籍の変更等を行うと、日本からの出国または日本への帰国ができなくなる場合があるため、派遣先申込完了以降および留学期間中にそのような変更を行った場合に被る損害や支払いについては、私および保証人がその責任を負います。

学籍番号:

氏名:

参加プログラム名:

<「Global Studies」海外短期留学参加期間中の誓約事項等>

15. 次の各号に従い、節度ある適切な行動をとります。

- a) 派遣先国の法令
- b) 派遣先の規則およびその教職員の指示
- c) 中央大学の規則および中央大学教職員の指示

16. 私の故意または過失により、私自身または他者に生じさせた損害または損傷については、私および保証人が賠償責任を負います。

17. 中央大学や派遣先またはホームステイ先が提供する日帰りまたは宿泊を伴う小旅行（エクスカーション）や野外活動（アクティビティ）への参加等を除き、個人または学生同士のみによる宿泊を伴う旅行には行きません。

18. 中央大学の許可を得た場合を除き、免許を必要とする乗り物の運転、または、その他危険を伴う行為を行いません。万一、許可を得ず運転し起こした事故等によって被る損害や支払い、またはその他危険行為によって被る損害や支払いについては、私および保証人がその責任を負います。

19. 日本および派遣先国の出入国時および派遣先国滞在期間中において、新型コロナウイルス感染症を含む流行性疾患等や疾病に罹患、または怪我等による、医療機関等での入院や療養施設等での待機が発生した場合は、その感染症や疾病、怪我等の回復または医師から帰国を許可されるまでは、帰国できない場合があることを理解し、追加で発生した費用を私もしくは保証人が支払います。

20. 傷病による治療が必要になる場合、私および保証人のインフォームド・コンセントを得るための医療専門家による合理的な努力が払われること、またこれと並行し、必要に応じ私の「健康状態報告書」および現地の医療専門家の判断に基づき、合理的で適切な医療上の手続きがとられることについて、私および保証人は同意します。

21. 中央大学、中央大学教職員、国際経営学部および派遣先の管理が及ばない事故、感染症、天災、テロ行為、戦争その他の活動または出来事により、私または保証人もしくはそれらの財産が被った損害について、中央大学および中央大学教職員が賠償責任を負わないことを、私および保証人は同意します。

以上

学生の署名 / 日付

(直筆署名) / (署名日付)

保護者/保証人の署名(続柄) / 日付

(保証人直筆署名) (続柄) / (署名日付)

学籍番号:

氏名:

参加プログラム名:

署名に関する注意事項

署名は、申請者本人とその保護者/保証人の直筆（手書き）によるものとします。

保護者/保証人が遠方の場合、直筆署名については、下記のどちらかで対応してください。

1) 入学前や帰省などで保護者/保証人の方と同居している場合

保護者/保証人の方に申込みの許可を得たうえで、事前に本誓約書に署名をもらい、申請者の参加（履修）が決定した際、申請者本人も直筆署名をした誓約書を初回授業で提出してください。

2) 保護者/保証人の方と別居している場合

保護者/保証人の方に申込みの許可を得たうえで、事前に誓約書のデータを保護者/保証人へメールで送信し、保護者/保証人が印刷・直筆署名をし、その署名済み誓約書をスキャンしメール添付にて申請者へ返信し、申請者の参加（履修）が決定した際、保護者/保証人署名の誓約書を申請者本人が印刷・直筆署名し、初回授業で提出してください。